

関 係 団 体 各 位

鹿児島市環境局資源循環部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

産業廃棄物処理計画書及び管理票交付等状況報告書の提出について (お願い)

かねてより、本市の産業廃棄物行政の推進につきましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

このたびは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。)の規定により鹿児島市へ提出することが義務付けられている標記の書類について、貴団体の会員である方へご周知いただきたく様式等を送付いたします。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮には存じますが、貴会員の皆様方へ周知方をお願い申し上げます。

記

1. 書類及びその対象者

(1) 産業廃棄物処理計画書 (法第 12 条第 9 項、第 12 条の 2 第 10 項)

令和 4 年度中に本市内において、産業廃棄物が 1,000t 以上 (特別管理産業廃棄物にあつては、50t 以上) 発生した事業場を設置している事業者

※当該処理計画書は、法に基づき、鹿児島市ホームページで公表します。

(2) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告書 (法第 12 条の 3 第 7 項)

令和 4 年度中に本市内において、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生じた事業者 (中間処理業者を含む。) で、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付した者

※事業場ごとに報告書を作成すること。(電子マニフェスト利用分は除く)

2. 提出様式

鹿児島市ホームページからダウンロードできます (別添参考)。

ホーム >暮らし >ごみ >事業者ごみ >産業廃棄物 >報告書、届出書

※産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告書について、電子申請システムで提出できるようになりました (産業廃棄物の種類が 4 種類までに限る)。詳しくは鹿児島市ホームページをご覧ください。

3. 提出期限

令和 5 年 6 月 30 日 (期日厳守にてお願いいたします)

4. 提出及び問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号

鹿児島市 廃棄物指導課 (みなと大通り別館 4 階)

TEL : 099-216-1289 FAX : 099-216-1292

メールアドレス : sanpai-hou@city.kagoshima.lg.jp